

『新宿の森・沼田』の森林整備実施に関する協定』の変更について

令和 7 年 1 月 2 7 日付けで新宿区、沼田市及び一般社団法人高平公益社（以下「公益社」という。）の 3 者で締結した『新宿の森・沼田』の森林整備実施に関する協定』について、下記のとおり変更する。

記

1 変更する協定

『新宿の森・沼田』の森林整備実施に関する協定』

2 変更理由

令和 7 年度から新たに借用した土地の面積について、群馬県で管理する森林簿に基づく面積（3. 0 3 ha）で協定締結したが、令和 7 年 4 月 2 4 日に公益社が測量を行ったことにより、実測値（3. 1 9 ha）が判明したため。

3 変更内容

『新宿の森・沼田』の森林整備実施に関する協定』第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「面積」について、下表のとおり変更する。（沼田市及び公益社協議済み）

（単位：ha）

借用開始年度	所在地番	面積		
		変更前	変更後	増減
平成 22 年度～	沼田市白沢町高平字筭平 1869 番 1 の一部	4. 73	4. 73	0
令和 2 年度～	沼田市白沢町高平字金平 2539 番 1 の一部	3. 10	3. 10	0
令和 7 年度～	沼田市白沢町高平字金平 2539 番 1 の一部	3. 03	3. 19	0. 16
合計		10. 86	11. 02	0. 16

4 変更手続き

別途、覚書（別紙参照）締結により処理する。

5 変更年月日

令和 7 年 6 月 2 日

6 今後のスケジュール

令和 7 年 6 月 1 2 日 常任報告

(案)

別紙

「新宿の森・沼田」の森林整備実施に関する協定に係る覚書

令和7年1月27日付けで締結した「新宿の森・沼田」の森林整備実施に関する協定について、新宿区（以下「甲」という。）、沼田市（以下「乙」という。）及び一般社団法人高平公益社（以下「丙」という。）は、次のとおり変更することを合意し、覚書を締結する。

第2条第1項第2号に規定する「面積」について、11.02ヘクタールに変更する。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和7年6月2日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区

区 長 吉住 健一 印

乙 群馬県沼田市下之町888番地
沼田市

市 長 星野 稔 印

丙 群馬県沼田市白沢町高平1303番地
一般社団法人高平公益社

理事長 角田 信行 印

「新宿の森・沼田」の森林整備実施に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、「新宿区と沼田市との地球環境保全のための連携に関する協定」第2条に基づき、新宿区（以下「甲」という。）と沼田市（以下「乙」という。）が連携し協力して一般社団法人高平公益社（以下「丙」という。）の所有地を、甲が無償で借用し、森林の育成と保護、及び森林の育成を通じた自然とのふれあいや環境学習の場として使用するための必要事項を定めることを目的とする。

(対象区域及び面積)

第2条 この協定の対象となる区域（以下「新宿の森・沼田」という。）は次のとおりとする。

- (1) 所在地番 沼田市白沢町高平字箕平 1869 番1の一部
沼田市白沢町高平字金平 2539 番1の一部
- (2) 面積 10.86 ヘクタール

(森林整備及び活用)

第3条 この協定において森林整備とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地拵え
 - (2) 植栽
 - (3) 下刈り
 - (4) その他森林の育成に必要な事業
- 2 甲は、「新宿の森・沼田」を植栽、下刈り、間伐、枝打ち等の体験の場及び環境学習の場として使用するものとする。
- 3 甲は、乙及び丙と協議のうえ、前項の目的で使用するのに必要な工作物を設置することができる。

(森林整備の実施)

第4条 甲は、乙及び丙と協議のうえ、第2条に定める区域の植栽を実施する。

- 2 前項の実施にあたり、植栽区域、植栽樹種、実施方法、実施時期、植栽後の森林整備等について施業計画を定めるものとする。
- 3 甲が前項の森林整備を行うために要する費用は、甲が負担する。

4 甲が行う森林整備は、第2項で定めた施業計画に基づき行うものとし、丙は、これに対し無償で許可を与えるものとする。

(乙の協力)

第5条 乙は、甲が行う森林整備の実施に際し、法令に基づく許可申請及び届出等必要に応じて協力するものとする。

2 乙は、甲が行う群馬県への二酸化炭素吸収量認証申請及び森林整備に関する補助金の申請等の事務手続について協力するものとする。

3 乙は、甲が森林整備を実施するにあたって、必要な助言、指導及び施業中の監督補助を行うものとする。

(植栽した立木の所有権)

第6条 甲が植栽した立木の所有権は、本協定期間終了後は、丙に帰属するものとする。

(施業実施後の管理)

第7条 甲は、この協定期間内において、森林整備に必要な施設の管理責任を負うものとする。

2 甲、乙及び丙は、森林整備の実施地の管理について、連携、協力するものとする。

(二酸化炭素吸収量の相殺)

第8条 乙及び丙は、甲が森林整備を実施した区域において、群馬県により認証される二酸化炭素吸収量を、甲の二酸化炭素排出量と相殺することを認めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2 甲、乙及び丙は、協定期間満了後も引き続き協定を継続しようとするときは、協定期間満了までに、甲乙丙協議の上、改めて所要の手続きをとるものとする。

(協定の変更又は廃止)

第10条 この協定を変更又は期間途中で廃止しようとするときは、甲乙丙三者の合意によらなければならない。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定成立の証として、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和7年1月27日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区

区 長

吉住 健一



乙 群馬県沼田市下之町888番地
沼田市

市 長

星野 稔



丙 群馬県沼田市白沢町高平1303番地
一般社団法人高平公益社

理事長

根岸 恒雄

